

お 知 ら せ

～ 警備業法の改正の要点について～

改正警備業法が施行され、認定証が廃止されます。

施行日以降は、標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイト上においても標識を掲示することとなります。

○ 施行日 令和6年4月1日

○ 標識の様式等

標識の様式は、申請様式一覧に掲載しています。

「認定をした公安委員会」「認定の番号」「有効期間」「氏名又は名称」「所在地」を記載することとなっています。

所在地は、主たる営業所の所在地を記載してください。

○ 標識の掲示

【主たる営業所への掲示】

主たる営業所の見やすい場所に標識を掲示してください。

【ウェブサイト上への掲示】

警備業者のウェブサイトのトップページに標識を表示する、「標識はこちら」などと表示して、PDF等に変換した標識データを表示する等、消費者の見やすい場所に掲載してください。

○ その他

認定の更新制度に変更はありませんので、有効期間の更新手続を忘れることのないようにしてください。